

Title	韓国の中世における女性：13世紀の文献資料を中心に
Sub Title	Women in the 13th century Korean society
Author	高, 雲基(Ko, Woon-Kee)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション No.27 (2001. 12) ,p.85- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20011207-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

韓国の中世における女性

——13 世紀の文献資料を中心に——

高 雲 基

1

韓国の女性に対する一般的な認識は、朝鮮王朝時代（1392～1910）の伝統から生まれる。徹底した朱子学のイデオロギーで運営されていた朝鮮社会において、女性は男性に対し従属的で被動的な存在として見られていた。

「一夫従事」、または「嫁ぐとその家の鬼神にならなければいけない」ということは、最近まで韓国社会を支配している女性に対する観念でもある。一方的に追い出される場合でなければ離婚ということはありません、夫が早く死んで寡婦になっても、再婚したり実家に帰ったりすることもできず、自分の取り分の財産を分けてもらうこともできなかった。これは、特に、韓国で16世紀以後に確立される朱子学のイデオロギーによるものだが、朝鮮王朝自体が、このような運営をしなければならない経済構造をもったことによる現象であった。

しかし、高麗時代（918～1392）の女性はこれと異なった。その地位や権限において、ある程度保障される部分があったのだ。

[1] 公が幼い時、父を亡くしたが、学問に志を置き、継父は家が貧乏だという理由で、他の所に行って勉強するのを許さず、自分の息子と一緒に勉強するようにした。しかし公の母がそれを認めず、押し通して“私が食べて暮らしていくために貞節を守ることができなかったが、その遺児が今幸い少年になり、学問に志を置いたため、必ずこの子の父のためにも、本徒に付けて遺業を引き継げるようにするべきです。もしそうしないならば、私がどんな顔をして、地下にいる前夫と会えばいいのでしょうか。”とついに勇断を下した。公が一生懸命に勉強し、天性に従い、礼儀正しくさせ

たのは、すなわち（その母が）前夫の旧業に従ったためである。

公幼孤及志学 義父以家貧不欲它方学 将與其子同業 其母執不可 曰妾以衣食故
見愧栢舟 然其遺腹 幸今成童志于学 必宜投属爾父本徒 俾踵後塵 若不爾則吾何
面復見先夫於地下 遂勇斷其志 乃以公歛学率性齐 蓋從先夫旧業也【李勝章墓誌、
明宗 23 年（1193）】

この話の主人公の李勝章は、科挙に及第して、職位が監察御使にまでなった人である。
ところで彼は早くに父を亡くし、再稼する母を追って、継父とともに暮らしていたのであ
る。ここで我々は、再稼する身分にかかわらず、はばかりなく自分の意見を主張する高麗
時代の女性の屈しない姿を見ることができる。

女性は再婚することができ、前夫との子を連れて行くことまでできた。さらにはその子
供を正しく教育させなければならぬと強く主張しているが、このような主張は、女性の
生活力がそれほどに強かったために表れたことである。

このような女性の生き様は、朝鮮時代には決して見ることはできなかった。高麗時代の
女性は、どんな状況下で、このような地位と権限を保障されることができたのか。

2

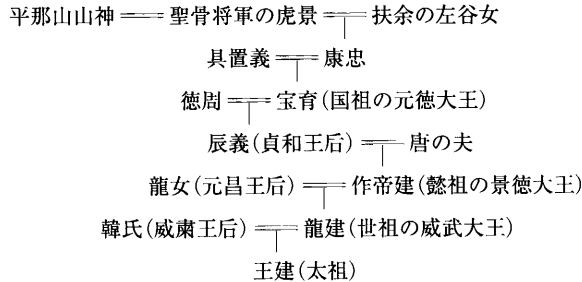
高麗を創建した王建（918～943 在位）の家系には、いろいろな興味深い話が伝えられ
てきた¹⁾。その中の一つが王建の祖父、作帝建に関連した話である。彼は唐の皇族だとい
う人物が新羅に来て、この地の女、辰義と結婚して産んだ息子である。のちに作帝建は、
父を探しに行く途中に西海の龍の娘と結婚し、息子の龍建を生んだのだが、この人物がま
さに王建の父である。「龍」が中国系の何らかの象徴として見るなら、王建の家系はほと
んど中国系のはずで、曾祖父から調べても王建は間違いなく中国系 3 世。ただここで興味
深いのは、作帝建が母とともに母の土地で暮らしたということだ。

ところで、作帝建の外家（母方の家）に伝わるまた別の説話があった。作帝建の外祖父
は寶育で、外曾祖父は康忠、そして外高祖父は聖骨將軍の虎景である。この虎景が、ある
日、平那山に狩りに出かけると山神に出会う。山神は“私は寡婦としてこの山を主宰して

1) これは『高麗史』の高麗世系によって要約するものである。

いましたが、運よく聖骨將軍に出会ったので、私と夫婦となり、ともに神政を治めましよう”と言う。この話は、今も韓国で巫祖説話のひとつとして、しばしば引用されている。

[2] 高麗王室世系



しかし、虎景には元々妻がいた。前の妻を忘れられずにいた虎景は、夢の中を訪れ、いくらか経たないうちに妻が身ごもったのだが、その時産んだ子が康忠だ。そして康忠も母によって養育されたことになる。

康忠は寶育を生み、寶育は娘二人を生んだが、その中で辰義が作帝建にとっては母、王建にとっては曾祖母になる。この辰義は、姉が五冠山の頂上に上り、世の中が溢れるほどの小便をしたという夢の話をする、絹のチマで金を払って夢を買った。その後中国の皇族に会い、作帝建を産んだというのである。

王建の家系の説話では、外家と女性の役割がひととき強調されている。特に、康忠や作帝建が外家で育ったという点、七代祖父の虎景が女神（山神）と暮らしたという点などがそう。その上、高麗王室では国祖として寶育に仕えていた。寶育は王建にとって母方の高祖父だ。なぜ父方の高祖ではなく、母方の高祖を国祖として仕えたのか。

王建が高麗を建国しながら、地方の豪族たちと結婚政策を広げていったことは、あまねく知れ渡った事実である²⁾。これは彼が新しい社会組織を造るために何より必要なことであった。高麗が、初めから男性に劣らないように、女性側の権限を尊重しなければならなかった必然が、そこに出たのかもしれない。彼自身外家の強力な影響下で育った上、全国の豪族勢力をひとつに統合するために広げた結婚政策によって、王建は高麗を親家（父方の家）と外家（母方の家）、そして男性と女性の権限などで均衡感のある社会に造られたようだ。

2) 王建は、婦人が29人、子女が34人であった。これは高麗の王たちの平均より非常に高い。

そこにひとつ追加されるのが、高麗社会に一般化されていた「預婚制度」である。預婚は「婿留婦家婚」ともいうが、男が婚姻してから子供が成長するまで女の家に住することである。

[3] 脱朶兒は、姿色がきれいな女性を選び、金鍊の娘と結婚しようとした。その家は既に預婚を取っていたが、その婿は怖がって家出をした。金鍊はそのとき朝廷に入っていてまだ帰ってこなかったため、朝廷から帰ってくるのを待って式を挙げようと頼んだが、従わなかった。国の風俗では、幼い人を受け入れ家で育て、成年になるまで待つことを預婚という。

脱朶兒選姿色 欲聘金鍊女 其家已納預婿 其婿懼而出 鍊時入朝未還 其家請待以成禮不聽 國俗納年幼者養于家待年 謂之預婿【『高麗史』卷 27,「世家」卷 27,元宗 1 (12 年 2 月)】

蒙古の干渉期に、頻繁に起こった事件の一つである。高麗の風俗を気にかけず、自分の思いどおりに行動した蒙古人達をここで脱朶兒がよく見せてくれているが、これによって高麗社会の預婚制という風俗を明らかに確認することができる。

預婚制の下で、女の家で一定期間暮らしたため、男達は当然妻の実家に対して、そしてそこで産まれた子供たちは外家に対して、本家や親家に遜色ない義務感と親密感を持っただろう。このような感情的同一化が男と女の均等な地位を可能にさせる基本的な要素だったのである。結婚後は、実家とは絶縁したように暮らしていた朝鮮時代の女性とは確かに異なる。

3

高麗社会の女性の法的地位は、一夫一妻制度の確立でも証明される。一時、学会では高麗社会が一夫多妻制の社会だったかのように言われたが³⁾、これは最近になって、史料を

3) 代表的な論議が、今村 耕、「朝鮮における一夫多妻の存在について」、『稲葉博士還暦記念満鮮史論叢』、東京：1938 である。

4) 代表的な論議が、張炳仁、「高麗時代婚姻制に対する再検討——一夫多妻制説の批判」、『韓国史研究』71, ソウル：1990 である。

通じたより広範囲な調査の結果、ほぼ全面的に否定されている⁴⁾。

[4] 我が国の法は、たとえ王になった人でも、ただひとす正室ひとりだけを取らなければならない、また妾がいなため、王族の子孫がほとんど栄えませんでした。また国が小さいため、臣下として諸侯にいる人もやはり多くないうえ、妻をめとるのも夫人一人に過ぎないため、子供がいなにかあるいはいたとしても多くないのです。

我国之法 雖上之爲君者 唯配得一箇嫡室 更無腰妾 故王族之枝葉例未繁茂 又
以國之編小 故臣僚之在列者 亦未之師 師而所娶不過一妻則 所産或無或有 有或
不多人耳【『高麗史』卷23,「世家」卷23,高宗2(19年4月)】

資料[4]は、1232年、高麗政府が蒙古のサリタイに送る手紙の中の一部である。多くの貢物と一緒に貴族層の子供一千名を送れという要求に答えたのである。王から臣下に至るまで、一夫一妻の原則を守っていることを明確にしている。もちろんここには、若干の誇張が交えられているが、高麗社会が単婚小家族で、家族の数が少なかったのは事実である。

王室の場合、王1名が平均4名の妃を従えており、5名程度の子を持った。特に、蒙古の干渉期を前後に大きな差異が見られるのだが、干渉期の前には5.2名の妃に10名の子供を持っていたのに対し、干渉期の後には2.5名の妃に1.6名の子を持つようになった⁵⁾。

一方、官僚たちは一夫一妻の原則のもと、平均4名の子を持った。これは朝鮮時代に6名ほどの子を持っていたことに比べて少ない数値である⁶⁾。

特に、蒙古との戦乱を経験した後、人口の激減は、大きな社会問題として台頭されていたようだ。これを打開しようと、一夫一妻の原則をなくす主張が出るほどだった。

[5] 朴楡は忠烈王の時代に大府卿に任命された。(中略)“我が国は、本来男は少なく女が多いが、今のほうには身分の高下にかかわらず、一人の妻を持つだけで、子供がいな人も敢えて妾をもらうことはできません。(中略)大小の官僚に何名かの妻をめとらせてください。職位によって(その数を)調整し、平民に至るまで、一人の妻と一人の妾を置くようにさせて、その妾達がやもめがいなくなり、人口が増殖するでしょう。”と言った。妻達がこの言葉を聞いて、恨んだり怖がったりしない人は

5) 朴宗基,『5百年高麗史』,ソウル:青い歴史,1999,45頁。

6) 前掲書,237-238頁。

いなかった。(中略) 当時大臣達は妻を恐れて、その議論を黙殺し、施行しなかった。

朴楡忠烈朝拜大府卿 (中略) 我国本男小女多 今尊卑皆止一妻 無子者亦不敢畜妾
(中略) 請許大小臣僚 娶庶妻隨品 降殺以至庶人 得娶一妻一妾 其庶妻所生子
亦得比適子從仕 如是則怨曠以消 戸口以増矣 婦女聞之 莫不怨懼 (中略) 時宰相
有畏其室者 寢其議不行【『高麗史』卷 106,「列伝」卷 19, 朴楡】

これは忠烈王元年 (1275) 2 月のこと。蒙古との戦争が終わったあと、彼らから本格的な干渉を受け始める頃だった。戦争を経て特に男達が大勢死んだことやこのことにより寡婦が多くなった点と、人口の減少を心配した朴楡の衷情は至極だったが、意外にも当時の宰相達は妻を怖がっており、施行されなかったという裏話が面白い。混乱の時期にも例外なく、守られるほどこの制度は、強い力を持っていたということだ。

もちろん高麗時代が明白な一夫一婦制の社会だったのか、疑わしい点が無い訳ではない。妻と妾を区分しない場合、彼女たちと一緒に多妻の範疇に入れなければならないのか、戸籍や碑文に残されていない隠妻の実状はどうなのか。そこで一夫一婦制の概念はぐらつく。特に、

また、金持ちの家では、妻を 3～4 人ずつ迎え入れ、少しでもふさわしくなければ直ちに離婚した⁷⁾。

という記録は、外国人の目で見えて記した 12 世紀の高麗社会についての資料である。もちろん一人の外国人が、たった何ヶ月間滞留して書き記した紀行をその通りに信じられないとしても、国法とは異なり多妻の風習が依存してきた可能性は否認できない。

しかし、これが社会全般的な雰囲気ではなく、むしろ朴楡のような人の議論が出て来た時、女性達の抗義と反対が強力だったということで、この時期の女性達の位相がどうだったか推測することができる。

7) 徐兢,『高麗図経』,「雑俗」

4

法的地位が経済的背景を整えられなければ、どんな力を持つこともできない。高麗社会の娘は、両親から財産の中で土地だけでなく奴婢まで、息子と均等に相続された。「功蔭田」と奴婢の均配については、かつて旗田 巍氏の研究によって明らかにされたところであるが、ただし「田丁」に対して、旗田氏は長子相続を主張した⁸⁾。

[6] 田丁。代を継ぐ嫡子がいなければ嫡孫とし、嫡孫もいなければ同じ母の弟とし、同じ母が産んだ弟もいなければ妾の庶孫とし、男の孫がいなければ女の孫とするようにした。

田丁 連立 無嫡子則嫡孫 無嫡孫則同母弟 無同母弟則庶孫 無男孫則女孫
【『高麗史』巻 84, 「志」巻 38, 刑法 1, 戸婚】

田丁とは、国家に税金を払って、個人が耕作する土地である。世襲になる私有財産だとすることもできたが、この相続に関する上の規定において、嫡子—嫡孫—同母兄弟—妾孫—女孫の順序が明記され、女の場合は規定に含まれてはいるが現実的に順序が回ってくることは難しかった。このような面で、旗田氏は長子相続を述べていたのだが、それにしても相続の規定の中に女が含まれていたということだけでも、朝鮮時代とは区分される重要な差さえ、いわんや功蔭田と奴婢は、均分を原則においてをや。

このような社会の雰囲気を反映するのだろうか、国法と関係なくとも、両親の財産は均分しなくてはならないという認識が一般的だったようである。仁宗の時代(1122~1146)の李之氏は、妙青の反乱などを退けるところ功を立て、列伝に名を挙げていたが、その最後の部分が“文章と事業が当時一番だったが、ただ吝嗇で、父が亡くなった時、兄弟姉妹に財産を分配しなかった⁹⁾”という非難で締めくくられている。

両親の財産に関する限り、男であれ女であれ子供達が均分しなければならないということは、非常に幅広く行き渡っていたようだ。その中でも、次のような話は、最も有名なものである。

8) 旗田 巍,『朝鮮中世社会史の研究』,東京:法政大学出版局,1972,325-361頁。

9) 『高麗史』巻 95,「列伝」巻 8,李子淵。

[7] 孫朴が慶尚道按察副使になった。その時、百姓の中で弟と姉が訴訟し合うものがいた。

“みんな同じ子供だというのに、どうして姉だけが一人で両親の財産を占有して、私の分け前はひとつもないのですか。”

“お父さんが亡くなる時、家産をすべて私に下さった。お前の分け前は黒い服一式、黒い冠一つ、麻の履物一足、紙一巻だけだった。文書が揃っているのに、どうして従わないの”

訴訟は何年経っても解決しなかった。孫朴が二人を呼び、前に座らせて言った。

“お父さんが死んだ時、お母さんはどこにいたのか。”

“先に死にました。”

“お前たちは、その時、各々何歳だったのか。”

“姉はもう家庭があり、私はわずか7～8歳の子供でした。”

孫朴はその答えを聞いて気づいたことがあり、次のように言った。

“子に対する両親の思いは均等なものだが、どうして年をとり家庭を持った娘には情が厚く、母親のいない幼い息子には冷たいのか。子供が頼らなければならない人が姉だけだから、もし遺産を姉に公平にあげたら、姉が弟を一樣にきちんと養育してくれるか、父はそれが心配であった。そして子供が成人し、この紙を使って訴状を作り、黒い服を着て黒い冠をかぶり、麻の履物を履いて官廳に知らせれば、すぐそれを明らかにしてくれる人がいるだろうとも思っていたのだ。四つの品物だけを残したのは、こんな意味が込められていたためだ。”

弟と姉はこれを聞いて、悟ったことがあり、互いに見つめ合って泣いた。ついに孫朴は彼らに財産を公平に分け与えた。【『高麗史』巻102,「列伝」巻15,孫朴】

いわゆる「孫朴の訟事」と呼ばれるこの話は、内容を少しずつ異にする説話としても、多くの異本を伝えている。大体それは、両親がなく育たなければならない幼い息子を無事に守ってくれた父の知恵と、明敏な地方官を稱讃する主題として伝わっている。しかし、私達が関心を持つところ、高麗社会の財産均分という背景において、朝鮮社会を舞台としては、決して表れることができない人物の設定と、事件の展開が注目される場所である。さらに上記の話は、孫朴の列伝に出て来るところ、説話だということはできない。13世紀のある地方官が合理的に治めた背景には、当時の社会の風俗がそのまま生きているのである。

孫朴は、高宗の時代（1213～1259）人として、官職は左僕邪まで及んだ。

5

高麗時代に、夫が死んで早くに一人になった女は、実家に戻る場合が多かった。このため母について行って外家で育ったという人の記録をしばしば見るようになる。これはまた朝鮮社会で見ることでできない点である。

[8] 公が10歳のとき父は亡くなり、故高挺の娘であった大夫人は、公を連れて靈光から実家に帰った。大夫人は公を礼儀正しく育て、公は心を謙虚にもって勉強に専念した。

公年十歳而孤 大夫人故禮賓卿高公諱挺之女也 自靈光挈孤以歸 教之有法度 而公能折節讀書【崔瀼,『拙稿千百』,「金台鉉墓誌」】

[9] 奉御君は退いて郷里で暮らし、公が3歳になったとき亡くなり、その後何年も経たないうちに母まで亡くなった。寂しい孤児になり、母兄の家で育てられた。

奉御君退居郷閭 公生三歳而孤 未数年 母夫人亦捐館 零丁枯槁 鞠於母兄之家【咸有一墓誌, 明宗 15 年（1185）】

資料 [8] は、忠肅王の時代である 1327 年、修文館大提学にまでなった金台鉉の墓誌である。父である金須は、忠烈王の時代、門下侍中にまでなった人で早くに死んだのだが、そうなるとすぐに母は、自分の実家に息子を連れて行って養育したという記録である。このようなことは、高麗時代でよく見られることである。金台鉉と同じ時期の翰林学士である閔磻¹⁰⁾、これより少しあとの時期の文人であり政治人として名が知られた金九容¹¹⁾・鄭夢周¹²⁾も、外祖父や外伯父の家で成長したことで知られる。

一方、資料 [9] は仁宗時代の咸有一の墓誌で、両親が二人とも亡くなると、実家（父

10) 崔瀼,『拙稿千百』,「閔磻行状」

11) 金九容,『惕若齋集』,「先君惕若齋世系行事要略」

12) 鄭夢周,『圃隱集』,「相思曲」。

方の家)ではない外家で成長したという特異な記録である¹³⁾。母が実家に戻る時に連れて行く場合もあるが、このように孤児になった子供までも、母の実家から連れて行って育てたということが朝鮮朝とは異なる。もちろん実家(父方の家)に誰もいなくてそうなったとも言える。しかし、父が死んだら実家(父方の家)より外家で育つことが、高麗社会の一般的な風習になっていたのではないかと思う。ところが外家は、一人になった娘を連れて行ったり、外孫子を育ててやったりすることで止まらなかったようである。一族を繁栄するようにしてあげたり、「門蔭」(日本での「蔭位」を言う。)の恩恵を受けることができるように配慮したりまでしている。

[10] 夫人の姓は趙氏であり(中略)幼い時母を亡くし、外家で育てられた。(中略)庚寅年に不幸にも夫を亡くし、未亡人として暮らしていて、家門が衰退しそうになったが、実家の弟である門下侍中の文景公の手厚い助けを受けて、家門の形勢は衰えなかった。

夫人姓趙氏(中略)幼失慈母 養於外家(中略)及歳在庚寅 不幸而君子早世 孀居日久 門戸將墜 頼有母弟門下侍中文景公保持甚厚 乃不失其勢矣【横川郡大夫人趙氏墓誌, 高宗5年(1218)】

[11] 公は早くに父を亡くし、母に仕えるのにつくした。しかし家が貧乏であり、母は老いて祖業が継げられなくなって、恨みを抱き、外高祖である三韓功臣の金兢廉に依託して、門蔭として官吏になった。

公早孤事母善孝 然家貧母老 不能継祖業 遂歆恨 乃托外高祖三韓功臣金公兢廉 門蔭為吏【許載墓誌, 仁宗22年(1144)】

資料[10]の趙氏は、自分が幼くは外家で育ち、寡婦になってからは、家の暮らしを実家の弟に頼って、立て起こしたというのである。趙氏が立て起こしたという家門は、明らかに自分が結婚して暮らしている婚家を意味するものであろう。趙氏の婚家としては、実家の助けを受けたことになる。もちろん朝鮮朝以後最近までも、韓国で結婚をする時、女

13) 咸有一の伝記は、『高麗史』巻99,「列伝」巻12にも載っている。

側が裕福で男側が貧しいと、実家から婚家に経済的な援助をすることもあった。しかし、このように積極的な場合というのは、めったに見られない。

一方、資料〔11〕は外家の「門蔭」で官吏になった、仁宗の時代の許載（1062～1144）に関する記録である。門蔭は蔭叙ともいい、高麗政府が官吏を採用する四つの方法の一つだった¹⁴⁾。時期により異なり、初めは、文武5品以上の官吏を経た者の息子一名を科挙試験なく官吏に登用した制度をいう。ここに内外孫に関係なく、順序を決め登用するようになったのは仁宗12年（1134）、婿まで含めたのは高宗40年（1253）からである¹⁵⁾。許載は、まさにこのような制度の特典を受けたのである。

この他にも「功蔭田柴」の場合、国家の功勲がある者に土地を分け与える制度であるが、景宗2年（977）に始まり、文宗27年（1073）に至っては、息子がいなければ婿・親姪・養子・義子の順に伝給するようにした¹⁶⁾。

外孫や婿がこのような制度的特典の範囲に入るのは、すなわち女性に対する配慮に違いない。逆にこのような制度の整備は、当時の民間の慣習を反映していることとして見なすことが出来る。それほど実家に遜色なく外家に頼ったり、婚家を離れ実家で暮らしたりする、珍しくなかったということである。

〔12〕 曹氏は、13歳のとき、隊尉である韓輔に嫁に行き娘一人を産んだが、（中略）申卯年（1291）の夏に、輔が合胆兵に殺された。曹氏は、未亡人になってから姉と一緒に暮らし、娘を嫁入りさせたあと娘に頼り、娘が一男一女を産み早く死んでから孫娘と一緒に暮らしている。

曹十三適隊尉韓甫生一女 其舅寿寧宮録事光秀 東征日本 申巳夏死軍中 申卯夏甫又死哈丹兵 曹既寡従姉 及其女子適人乃従女 女生一男一女 而又早死則 従孫女居至今【李稼亭、『稼亭集』、「節婦曹氏伝」】

〔13〕 令謨の妻である裴氏の妹が柳益謙の妻となったが、令謨が微賤だった時、益謙は既に高職にあった。（中略）のちに益謙が鄭仲夫の乱で死に、令謨は冢宰に上

14) 古之用人之法有四 曰文学 曰武科 曰吏科 曰門蔭（『高麗史』巻75,「志」巻29,選挙3, 銓注）

15) 『高麗史』巻75,「志」巻29,選挙3,門蔭。

16) 『高麗史』巻78,「志」巻32,食貨1,功蔭田柴。

がった。益謙の妻は貧しく窘塞し、いつも兄に頼って暮らした。

令謨妻裴氏妹為柳益謙妻 令謨微時益謙已居顯秩 然後益謙死於鄭仲夫之乱 令謨
果登冢宰 益謙妻寒窘 常資兄以生【『高麗史』卷 101, 「列伝」卷 14, 閔令謨】

すこし極端な例だが、資料 [12] で曹氏は、姉と娘、そして外孫女に至るまで、徹底的に「女側」と暮らしていた。これに比べると資料 [13] で裴氏の妹は、むしろありふれた場合に属していると思わなければならない。

6

高麗時代の 13 世紀は、二つの事件によって極めて混乱な時代であった。ひとつは 12 世紀末に起こった「武臣の乱」であり、もう一つは 13 世紀半ばに襲ってきた蒙古の侵攻である。

徹底した文臣政権の高麗社会に反旗をあげた武人は、既存の文臣権力者らを凄惨に殺したが、武人の内部でも紛争は終わらなかった。鄭仲夫から金甫當、李義政、李義方まで続き、崔忠献が集権する前まで、武人間の権力闘争は命がけの紛争であった。いわゆる“外での仕事”をする男性の受難期であったと言える。

受難はこれで終わらなかった。崔忠献の集権によって、しばらく安定しているように見えた高麗社会を再び根から揺るがしたことは、蒙古の侵攻であった。戦争は勝たなければならない。そのうえ、崔氏政権は、自分の政権を維持するためにも、決死に戦わなければならない。忠献の後を継いだ息子の崔怡は、首都を開城から江華島に移し、粘り強く耐えて降伏しなかった。しかし、力には限界があった。高宗 44 年 (1257)、崔氏政権の部下である李蔵用、柳敬などが、下剋上を起こして政権を崩し、100 余年続いてきた武臣集権に終止符を打った。そして王政復古が成し遂げられるが、それは即ち蒙古への降伏であり、蒙古から干渉を受ける時期の始まりであった。

混乱した社会の中で、女性たちの生も楽ではなかった。高麗時代には、離婚がしばしばあるように言われているが、人倫を超え、天倫と思われていた婚姻を軽く破ることは出来なかったはずで、今日のように頻繁にあることでもなかっただろう。しかし、13 世紀の混乱した時期には、その社会像を反映するように意外に離婚事例が目立つ。

[14] 王珪は、平章事の李之茂の娘をめとった。之茂の息子の世延が、金甫當の末婿という理由で金甫當の乱で死んだので、李義方は珪もいっしょに殺そうとして、妻を閉じ込め彼を搜索した。珪は仲夫の家に隠れ、災いを免れた。この時、未亡人だった仲夫の娘は、珪を見て喜んで姦通した。珪はついに前の妻を捨てた。

珪娶平章事李之茂女 之茂子世延以金甫當末婿 死於其乱 李義方欲并害珪 囚其妻索之 匿仲夫家獲免 時仲夫女孀居 見珪悦而通焉 珪遂棄旧室【『高麗史』卷101,「列伝」卷14,王珪】

[15] 羅裕は、蔭職として慶仙店録事になった。林衍が私的な怨恨で、裕の義父の趙文桂を殺し、裕に離婚をするように脅したが、裕は義理でそれを拒んだ。(中略)この時、朝士の妻達には敵の手中に落ちた人が多かったので、大方は再び妻をめとった。敵を平定した後まれに戻ってくる妻もいたが、すべて受け入れずに見捨てた。裕もやはり既に新しい妻を迎えていたが、先に敵陣に攻め入り、昔の妻を取り戻してきて再び前のように夫婦生活をした。それを聞いた人々は、彼が律儀だと思った。

裕以蔭調慶仙店録事 林衍挟私憾殺裕舅趙文桂 脅裕離婚 裕以義拒之(中略)時朝士妻多陷賊 率改娶 及賊平 妻或有還者 皆棄之 裕亦已娶新妻 先入賊中得旧室 還復為如初 聞者義之【『高麗史』卷104,「列伝」卷17,羅裕】

資料[14]は、武臣乱の最中であった12世紀末の記録である。鄭仲夫—金甫當—李義方は、武臣乱の初期の主要なメンバーである。それに王珪が巻き込まれて、災いを被っている場面であるが、当時の最高の実力者であった鄭仲夫の力に頼り命を救った彼は、結局本妻を捨て仲夫の娘と再婚することになった。ここには、仲夫の娘は問題を起こした人物として描かれているが、そのために王珪の妻の犠牲は無駄なものになった。

これに比べて資料[15]の羅裕は、王珪とは正反対の態度をとる。林衍は王政復古の元宗時代(1259~1274)に政権を握った人である。そのような林衍の要求を断ることは、そう簡単なことではなかっただろう。しかし、羅裕は毅然として対処している。さらに敵陣にいる妻を救い、再び夫婦生活を続けたということで称賛を受けた。この時は、崔氏政権が崩されたというが、まだ「三別抄」の残党が勢力を振り回していたので、“敵の手中にある人達”というのは即ち、その渦中に起こった一連の争いで捕まっていた女性であった。

前の資料は当時の一般的な状況を、後の資料は特異な状況を示していると言えるだろう。「死」か「離婚」かの選択なら、どちらが選び易いか答えるのは簡単である。そのため義理堅い場合は、特別に記録する価値を持ち、その例がよく現れる理由もここにある。

しかし、誰でも義理堅いことがいいことだからといってその思通りに行動はできないし、それが現実である。志と行動が一致しない状況で現れるのが「悲劇的世界観」である。おそらく次のような例が、13世紀の人々の悲劇的世界観を最もよく表したものであろう。

[16] 金弘己は、上將軍の趙廉卿の娘と結婚したが、嫉妬する者の讒訴を受けて亡くなった。廉卿は、弘己が罪もないのに殺されたのをかわいそうに思い、家族全員が彼のために野菜だけを食べるようにした。ある日、崔怡が兩部及びさまざまな將軍に宴を催し、その時、廉卿に聞いた。

“何故肉を食べないのか。”

“家族全員が菜食をするからです。”

“私はその理由が分かる。お前がもし他の心がなければ早く婿を取ろう。”

廉卿は怖くなって、娘をすぐ郎將の尹柱輔に嫁に行かせようとしたところ、娘が泣きながら訴えた。

“夫が亡くなってから何日もたっていないのに、何故急に夫を思う気持ちを奪おうとするのでしょうか。”

しかし廉卿は強制的に嫁に行かせた。【『高麗史』卷103,『列伝』卷16,金希碩】

崔怡が集権した時期は、崔氏政權の全盛期であった。このような崔怡の命令に趙は、決して逆らうことはできなかった。亡くなった夫に対する義理を守ろうと泣きながら訴える娘は、現実的な選択を望んだ父の力の前で崩れる。

大体高麗時代の文献記録にある離婚の例は、このような悲劇的な状況を背景に書かれたものである。そのため離婚を一般的な現状として断定することはできないが、極端な状況でなくても行われた離婚の例があるため、油断は困難である。

[17] (孫抃は,) かれの妻が国庶であるので台省政曹学士典誥に昇進することができなかった。妻が抃に“私の身分が低いので、公が儒林の清宦と重要な官職に就くことができないのです。お願いします。私を捨て勢族と結婚して下さい。”と言った。抃は笑いながら“自分の宦路のために、30年間の糟糠の妻を捨てることはできない。

いわんや息子さえいるのに。”と言い、結局聞かなかった。

以妻派聯国庶 不得拜台省政曹学士典誥 妻謂朴曰 公因我系賤 不踐儒林清要
敢請棄我 更娶世族 朴笑曰 為己之宦路 棄三十年糟糠之妻 吾不忍為也 況有子
乎 遂不聽【『高麗史』卷 102, 「列伝」卷 15, 孫朴】

[18] 権守平は、隊正を経て牽竜に任命された。しかし、家が貧乏だという理由で断った。友達が“これは栄光の登用である。妻を変え富を選んだ人は多いのだから、君が金持ちの家の娘と再婚しようとする気持ちさえあれば、誰でも妻になろうとするだろう。”と言った。守平が“貧富は天命なのに、とうして 20 年間一緒に暮らした糟糠の妻を捨て、金持ちの娘と結婚できるだろうか”と言った。その友達は、恥じて彼の話に従った。

守平由隊正得補 辞以家貧 親旧曰 此榮選也 率多易妻求富 君若改娶富家 誰
不願授室 守平曰 貧富天也 何忍棄二十年糟糠之妻 以求富室邪 言者慙服【『高麗史』卷 102, 「列伝」卷 15, 権守平】

孫朴は「孫朴の訟事」で先述した。彼は、権守平と一緒に高宗の時の名高い賢士であった。ここで挙げた例では離婚せず、夫人に対する義理を守った二人が登場するが、逆に見れば、このような理由で離婚した事例が多かったことがわかる。このような場合に、離婚が一般的であって、孫朴と権守平が例外的な人物である。

7

吉再（1353～1419）という人の生涯を見ると、高麗社会での女性の生と役割を総括的に探ることができる。言い換えれば、吉再とその母、その妹を通して、高麗社会に一般化されていた女性の生活を、一目で見ることができるということである。さらに、この時期から女性の生活が変わり始める。16 世紀以後、朝鮮社会に定着した新しい女性の生が、ここから初めて現れるのである。一言でいえば過渡期そのものである。

何故吉再にそれが見えるのか？ 吉再は高麗時代に生まれ、その王朝で官職生活をしたが、まもなく朝鮮時代に王朝が変わり、すべて官職を捨て隠居をしはじめた。新たな王朝

の中心勢力は彼と同志であったため、粘り強く官職への誘いを受けるが、彼は一向に心を変えず、ただ山林に隠居して弟子を養成することに専念した。「士林派」と呼ばれる一団の新興知識人グループが、朝鮮社会の前面に浮上したのは16世紀、即ち朱子の性理学を現実政治に本格的に接木した人達であるが、彼らがいわば吉再の系譜を引き継ぐ弟子であった。彼らは明らかに新しい知識人であった。それに比べ、彼らの師である吉再は、高麗時代の遺産と新しく展開されるべき未来の青写真を持っている人であった。即ち吉再は過渡期の中心に立った人であった。

彼の文集に載っている行状を読むと、そのような痕跡がよく現れている。

[19] 8歳になる頃、お父様が宝城大判になると同時に、母の金氏が父に向かって、給料が少なく生計が困難なので、外家に任せ出て行った。

甫八歳 元進為宝城大判 母金氏赴之 以禄薄艱食 属外家而去【吉再、『冶隠集』、「行状」】

典型的な外家養育の例である。その上、父が亡くなったわけでもないのに、息子を外家に預ける母は、高麗時代の女性の標本である。

[20] この時、父は遠く松都で官吏をしていたが、再び検校軍器監の盧英の娘を娶り、とうとう先生の母とは消息が次第にとだえていった。それゆえ（母が）ひどく恨んで行った。

是時 元進遊宦松都 又娶検校軍器監盧英之女 遂與先生之母 音耗漸疎 因以致怨【吉再、『冶隠集』、「行状」】

母は離婚される女性の場合にそのまま当てはまる。吉再の父は、孫や権とは異なり、当時の普遍的な男性像を持っていただけである。この時、吉再は16歳であったが、彼の考え方は当時の一般的なものとは何かが異なっていた。彼は母にこのように言う。

[21] 妻は夫に、子供は両親に、たとえ義理堅くできないことがあったとしても、少しでも相手を非難する気持ちがあつてはいけません。人倫の変化は、昔の聖人らも

逃げられることができなかったのだから、ただ品行を正しくして天が定めることを待つばかりです。私はお母様のお陰で、大人になったのに、今、母が恨んでおられることは、私に恩徳になることではありません。

婦之於夫 子之於親 雖有不義 不可少有非之之心 人倫之變 古昔聖人 亦不免
但処之以正 以待天定而已 余蒙母慈 以至成立 今母之怨 非所以慈余也【吉再、
『冶隱集』、「行状」】

この話には、当時高麗社会に少しずつ根を下ろし始め、吉再自身も学んでいた性理学の思想と生活態度がそのまま描かれている。実際それは生硬なことである。まだ16歳の少年が捨てられた母の心情をどうして推し量ることができるだろうか。むしろ母が素直であるものに対して、理論で武装した息子による母に対する態度は、理論の枠（カテゴリー）から抜け出せていないように見える。まだ馴染まない理論の適用とも言えるだろう。それはともかく、このような理論の武装が、14世紀の若い世代に伝播していたことは分かる。

しかし、そのように徹底的に武装して、そのまま生きていたのだろうか。現実はそうではなかった。

[22] 末の妹が千戸の方思桂に嫁いでから見捨てられ、行く所もないので先生が迎えて、ともに何年かを一緒に過ごした。思桂が再び嫁として迎え連れて行こうとすると、先生が“義理なく見捨てて、また無礼に迎えようとする、帰って行っても必ずまた捨てられるだろう”と言って、ついに送れなかった。

季妹有適千戸方思桂者 見棄無所歸 先生迎之家 同鼎食有年 思桂更欲迎歸 先生云 棄以不義 迎又無礼 婦必復棄矣 遂不歸【吉再、『冶隱集』、「行状」】

捨てられた女性が実家に戻り、また実家ではその女性を受け入れる典型的な例である。行く所が無くて受け入れられたという場面は、後代の弟子が付け加えた可能性が高い。弟子たちが生きていた時代には、嫁に行った女性が実家に戻って来ることはできず、また実家も彼女を受け入れてはいけなかった時代であったため、自分の師がそれを破ったという嫌疑を受けるかもしれないと思ったからである。仕方なくする行動は、例外である。

そうならば先に吉再が母に言ったという訓戒も、弟子たちによって誇張されたものでは

なかっただろうか。師を崇める為になら、これよりひどい歪曲も、躊躇うこともなくした場合があったからである。

しかし、吉再は自ら朱子学の教えによって生きて行こうと努力した人物である。彼は死ぬ瞬間に、婿である李孝誠に「私の喪は全て文公の家礼に従ってしてくれ」と遺言した。「文公」は即ち朱子であり、「家礼」は朱子が作った性理学の家庭儀礼準則である。たとえ高麗時代の遺産の中で生きていたとしても、ついに新しい理念に従う、新しい社会を期待していた吉再の意志が最後に現れる瞬間である。

何が真実の生なのか我々はよく分からない。人々は時代によって変わり、時代に適応しながら生き、時代を作り上げるため前衛的な実験も行う。ただ我々は、今日の我らの観点で過去を裁断しているだけである。

高麗時代の女性の生もそうである。13世紀を頂点として高麗社会が見せる女性の生は、朝鮮時代より自由奔放とも言えるが、それは一方不安な生の連続だとも言える。新しい理念を持って新しい社会を作ろうとする人々にとって、それは何かを変えなければならないことであった。理念の固定化が、その生を非常に歪曲させたことがあるとしても。